

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 2 9 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長補佐

脳・心臓疾患及び精神障害等に係る処理経過簿の掲載並びに
審査請求等による原処分取消事案に係る報告について(依頼)

当室では、例年、脳・心臓疾患、精神障害等事案に係る前年度の労災補償状況等を取りまとめ、公表しています。この取りまとめを円滑に行うため、貴局において下記の作業を行っていただきますようお願いします。

記

1 処理経過簿の掲載期限の厳守について

脳・心臓疾患及び精神障害等の処理経過簿については、毎月 10 日までに掲載していただいておりますが、平成 22 年度処理分については、必ず、平成 23 年 4 月 11 日(月)までに、「脳・心臓疾患 / 精神障害等処理経過簿システム」において作成した「交換ファイル」を掲載してください。

2 審査請求等による原処分取消事案に係る報告

平成 22 年度中に監督署長の不支給決定を取り消して支給決定した事案については、平成 23 年 4 月 22 日(金)までに、労働基準行政システム全国掲示板に「エクセルファイル」の掲載をお願いします。

3 精神障害等事案の平均時間外労働時間数等の入力について

精神障害等事案に係る 平均時間外労働時間数及びその 評価期間 (以下「時間数等」という。)の項目については、平成 20 年 1 月 23 日付け本省補償課職業病認定対策室長事務連絡「精神障害等事案に係る「脳・心臓疾患 / 精神障害処理経過簿システム操作マニュアル」の一部改正について」により指示されているとおり、支給決定事案の「精神障害の発病に関与した出来事が発生した月から精神障害が発病した月までの間における 1 ヶ月平均の時間外労働時間数」を入力してください。

なお、極度の長時間労働があるものとして支給決定した事案については、極度の長時間労働があったと評価した月の属する 1 か月の時間外労働時間数 (最大値) を入力し、時間外労働時間数の調査を行っていない場合には、当該入力欄は空欄として、備考欄 3 に「時間数調査なし」と入力してください。

4 その他

(1) 地震対応

東北地方太平洋沖地震の対応により、期日までに掲載が困難な場合には、事前にご相談ください(岩手、宮城及び福島は除く)。

(2) 年度更新

「脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿」については、平成23年度の事案を入力する前に、「年度更新」(平成22年度の処理経過簿を保存し、平成23年度用の処理経過簿を作成するシステム上の機械処理)を行っていただく必要がありますが、これについては、平成22年度の労災補償状況の取りまとめ作業の進捗を見つつ、別途貴局あて依頼しますのでご承知おきください。

原処分取消事案一覧表(脳・心臓疾患事案)

番号	担当署	労働者氏名	性別	生年月日	当初の労災請求時における生死	原処分日(不支給決定日)	分類	支給決定時の情報を記入のこと								
								支給決定日	発症年月日	疾病名	業種(日本標準産業分類:大分類)	業種(日本標準産業分類:中分類)	職種(日本標準職業分類:大分類)	職種(日本標準職業分類:中分類)	認定要件	時間外労働時間数 (発症前1か月の時間外労働時間数及び発症前2か月ないし6か月における月平均の時間外労働時間数のうち最大値)
記入例	三田	●● ●●	男	S42.1.10	死	H18.6.10	審査請求	H19.7.25	H17.4.15	心筋梗塞	製造業	食料品製造業	事務従事者	一般事務従事者	長期過重	72時間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

注1) 本表は、労災保険審査官による決定等により、原処分(不支給決定)が取り消され、平成22年度に支給決定された労働者について記載すること。
 注2) 「分類」については、原処分取消しの契機に応じて、「審査請求」、「再審査請求」、「訴訟(地裁)」、「訴訟(高裁)」、「自庁取消」を記入すること。
 注3) 「支給決定日」については、労働基準監督署での支給決定日を記入すること(取消決定日や裁決日等ではない)。
 注4) 「認定要件」については、当該事案が満たした認定要件に応じて、「異常」、「短期過重」、「長期過重」のいずれかを記入すること。
 注5) 「時間外労働時間数」については、「長期過重」で認定した事案に限り記入すること。1時間未満の端数がある場合、小数点第1位を四捨五入すること(例えば「71.5時間」は「72時間」とする)。
 注6) 該当者が15名以上いる場合は、適宜、「行」を増やして事案を記載すること。
 注7) 該当者がいない場合には、その旨を本省補償課職業病認定対策室あて連絡すること。

原処分取消事案一覧表(精神障害等事案)

番号	担当署	労働者氏名	性別	生年月日	当初の労災請求時における自殺(未遂を含む。)と非自殺の別	原処分日(不支給決定日)	分類	支給決定時の情報を記入のこと								
								支給決定日	発病年月日(発病時期)	疾病名	業種(日本標準産業分類:大分類)	業種(日本標準産業分類:中分類)	職種(日本標準職業分類:大分類)	職種(日本標準職業分類:中分類)	出来事コード	時間外労働時間数 (精神障害の発病に關与した出来事が発生した月から精神障害が発病した月までの間における1ヵ月平均の労働時間数)
記入例	三田	●●●●	男	S42.1.10	非自殺	H18.6.10	審査請求	H19.7.25	H17.4中旬	うつ病エピソード	製造業	食料品製造業	事務従事者	一般事務従事者	310	72時間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

注1)本表は、労災保険審査官による決定等により、原処分(不支給決定)が取り消され、平成22年度に支給決定された労働者について記載すること。

注2)「分類」については、原処分取消しの契機に応じて、「審査請求」、「再審査請求」「訴訟(地裁)」「訴訟(高裁)」「自庁取消」を記入すること。

注3)「支給決定日」については、変更された支給決定日を記入すること(取消決定日や裁決日等ではない)。

注4)「出来事コード」については、別紙「出来事コード一覧表」を参考に記入すること。

注4)「時間外労働時間数」の記入要領については、平成20年1月23日付け本省補償課職業病認定対策室長事務連絡「精神障害等事案に係る「脳・心臓疾患／精神障害処理経過簿システム操作マニュアル」の一部改正について」を参照すること。

注5)該当者が15名以上いる場合は、適宜、「行」を増やして事案を記載すること。

注6)該当者がいない場合には、その旨を本省補償課職業病認定対策室あて連絡すること。

報道関係者 各位

平成 23 年 6 月 14 日

【照会先】

労働基準局 労災補償部補償課

職業病認定対策室

室長 渡辺 輝生

室長補佐 倉持 清子

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5569、5573)

(直通電話) 03(3502)6750

平成 22 年度 脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめ ～精神障害などの労災請求件数が2年連続で過去最高～

厚生労働省は 14 日、平成 22 年度の「脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況」を取りまとめましたので、公表します。

くも膜下出血などの「脳血管疾患」や、心筋梗塞などの「心臓疾患」は、過重な仕事が原因で発症する場合があります。「過労死」とも呼ばれています。厚生労働省では、こうした過労死や、仕事のストレスによる精神障害の状況について、平成 14 年度から、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を支給することとした「支給決定件数」^(※)などを公表しています。

(※) 「支給決定件数」は、平成 22 年度中に「業務上」と認定した件数で、平成 22 年度以前に請求があったものを含む。

1 「過労死」など、脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

① 労災補償の「請求件数」は 802 件で、前年度比 35 件の増。4 年ぶりに増加に転じた。

【P3 表1-1】

② 労災補償の「支給決定件数」は 285 件(同8件の減)で、3 年連続の減少。 【P3 表1-1】

③ 業種別(大分類)では、請求件数、支給決定件数ともに、「運輸業、郵便業」(182 件、78 件)、「卸売・小売業」(132 件、53 件)、「製造業」(118 件、35 件)の順に多い。中分類では、請求件数、支給決定件数ともに「運輸業、郵便業」の「道路貨物運送業」(108 件、57 件)が最多。

【P4 表1-2、P5 表1-2-1、P6 表1-2-2】

④ 職種別(大分類)では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」(156 件)、「事務従事者」(110 件)、「サービス職業従事者」(85 件)の順で多く、支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」(69 件)、「事務従事者」(44 件)、「専門的・技術的職業従事者」(40 件)の順に多い。中分類では、請求件数、支給決定件数ともに「輸送・機械運転従事者」の「自動車運転従事者」(139 件、65 件)が最多。

【P7 表1-3、P8 表1-3-1、P9 表1-3-2】

⑤ 年齢別では、請求件数、支給決定件数ともに「50～59 歳」(279 件、104 件)、「40～49 歳」(218 件、96 件)、「60 歳以上」(203 件、42 件)の順に多い。

【P10 表1-4】

2 精神障害などに関する事案の労災補償状況

① 労災補償の「請求件数」は1,181件(同45件の増)となり、2年連続で過去最高。

【P14 表2-1】

② 労災補償の「支給決定件数」は309件(同75件の増)で、過去最高。

【P14 表2-1】

③ 業種別(大分類)では、請求件数、支給決定件数ともに、「製造業」(207件、50件)、「卸売・小売業」(198件、46件)、「医療、福祉」(170件、41件)の順に多い。中分類では、請求件数は「社会保険・社会福祉・介護事業」(85件)、支給決定件数は「社会保険・社会福祉・介護事業」および「医療業」(各20件)が最多。

【P15 表2-2、P16 表2-2-1、P17 表2-2-2】

④ 職種別(大分類)では、請求件数は「事務従事者」(329件)、「専門的・技術的職業従事者」(273件)、「販売従事者」(148件)の順で多く、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」(74件)、「事務従事者」(61件)、「販売従事者」(44件)の順に多い。中分類では、請求件数、支給決定件数ともに「一般事務従事者」(211件、36件)が最多。

【P18 表2-3、P19 表2-3-1、P20 表2-3-2】

⑤ 年齢別では、請求件数、支給決定件数ともに「30～39歳」(390件、89件)、「40～49歳」(326件、76件)、「20～29歳」(225件、74件)の順に多い。

【P21 表2-4】

表1-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況

(件)

区 分		年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
脳・心臓疾患	請求件数		938	931	889	767	802
	決定件数 注2		818	856	797	709	695
	うち支給決定件数 注3		355	392	377	293	285
	(認定率) 注4		(43.4%)	(45.8%)	(47.3%)	(41.3%)	(41.0%)
う ち 死 亡	請求件数		315	318	304	237	270
	決定件数		303	316	313	253	271
	うち支給決定件数		147	142	158	106	113
	(認定率)		(48.5%)	(44.9%)	(50.5%)	(41.9%)	(41.7%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

(件)

区 分		年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
脳・心臓疾患	支給決定件数		4	8	16	10	11
	うち死亡		3	5	8	6	6

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号(平成22年5月7日以降は第8号)に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外いずれかの決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数に含めていない。

図1-1 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

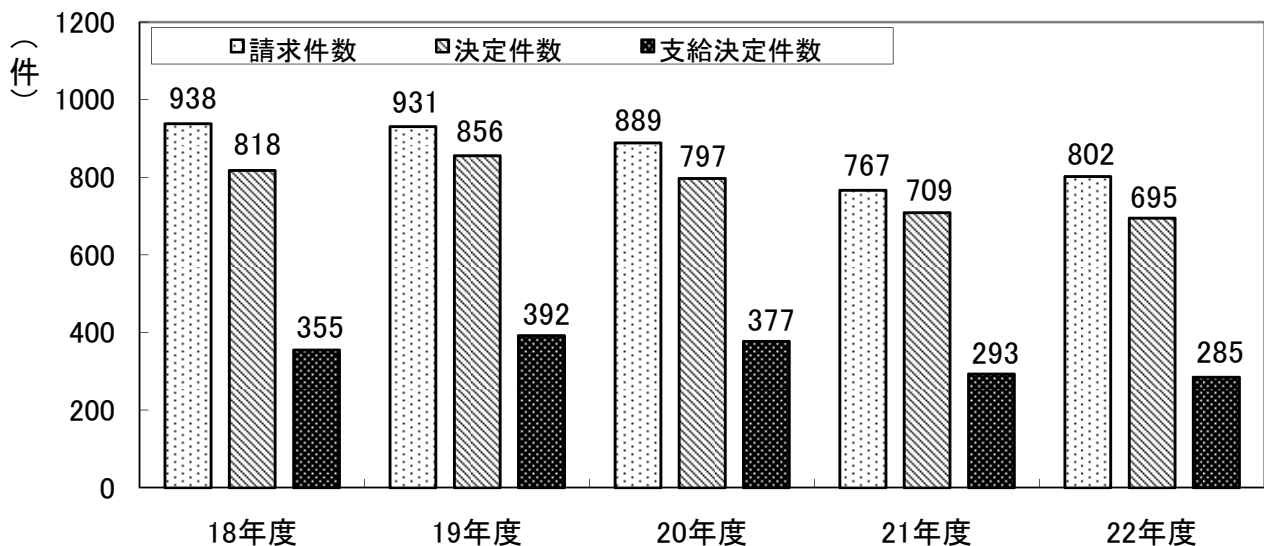


表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

業種	平成21年度			平成22年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	8	6	1	15	10	4
製造業	87	95	32	118	91	35
建設業	112	90	30	109	95	22
運輸業、郵便業	155	157	85	182	148	78
卸売・小売業	103	112	46	132	112	53
金融業・保険業	11	11	2	14	12	3
教育、学習支援業	17	9	2	9	16	6
医療、福祉	45	28	9	27	29	10
情報通信業	24	24	9	21	27	15
宿泊業、飲食サービス業	48	36	21	38	36	19
その他の事業(上記以外の事業)	157	141	56	137	119	40
合計	767	709	293	802	695	285

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別構成比

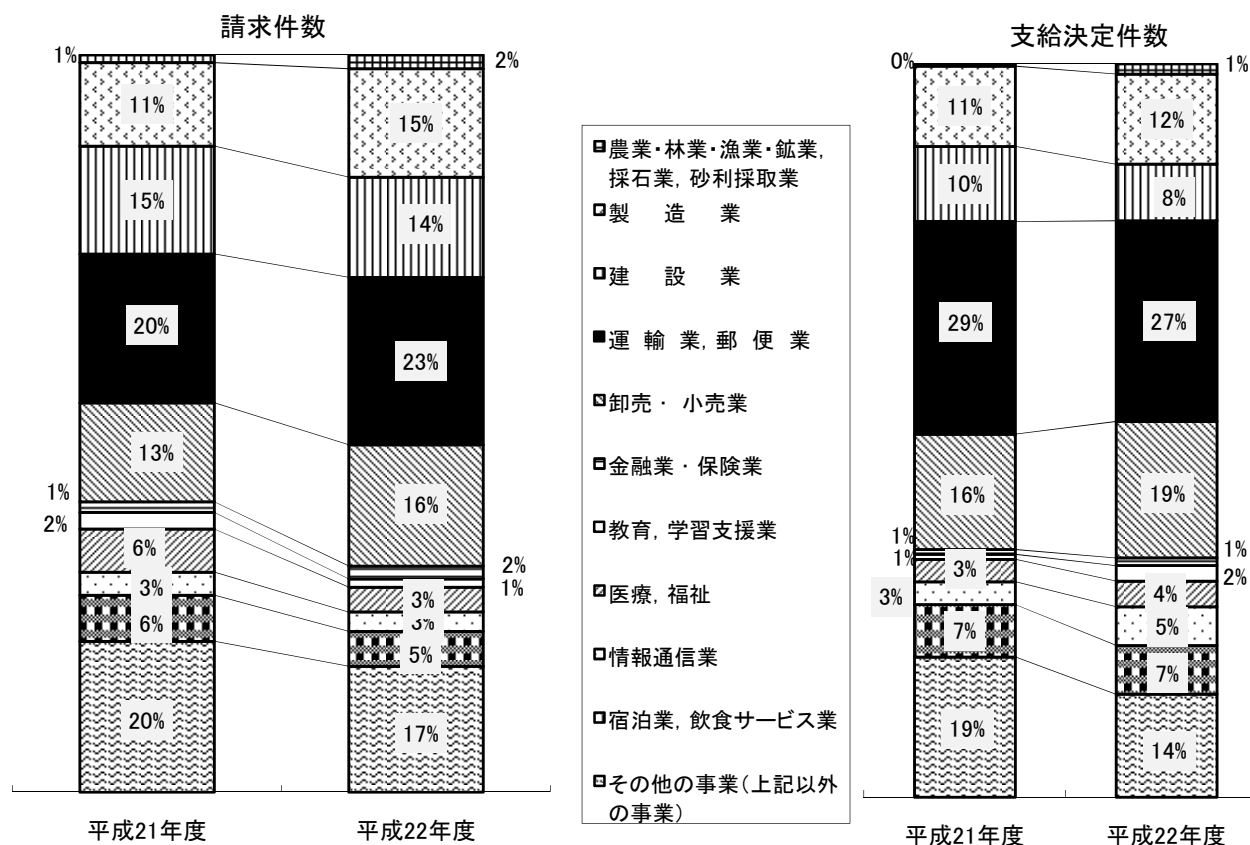


表1-2-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成22年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	108
2	建設業	総合工事業	55
3	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	54
4	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	47
5	卸売業・小売業	その他の小売業	33
6	建設業	設備工事業	31
7	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	29
8	卸売業・小売業	飲食料品小売業	25
9	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	23
9	卸売業・小売業	各種商品小売業	23
11	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	19
12	製造業	食料品製造業	18
13	製造業	金属製品製造業	16
14	製造業	電気機械器具製造業	15
14	情報通信業	情報サービス業	15

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表1-2-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成22年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	57
2	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	17
3	建設業	総合工事業	14
3	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	14
3	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	14
6	卸売業・小売業	飲食料品小売業	12
7	卸売業・小売業	その他の小売業	11
8	情報通信業	情報サービス業	10
9	卸売業・小売業	各種商品小売業	8
10	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	7
10	卸売業・小売業	機械器具小売業	7
10	生活関連サービス業, 娯楽業	娯楽業	7
13	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	6
13	製造業	食料品製造業	6
13	製造業	金属製品製造業	6

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

年度 職種	平成21年度			平成22年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	104	86	36	73	83	40
管理的職業従事者	57	66	30	47	49	30
事務従事者	103	96	37	110	101	44
販売従事者	73	72	37	71	66	30
サービス職業従事者	82	67	26	85	74	28
輸送・機械運転従事者	158 注2	164 注2	85 注2	156	131	69
生産工程従事者	152 注3	127 注3	35 注3	83	51	12
運搬・清掃・包装等従事者				43	35	9
建設・採掘従事者				84	67	10
その他の職種(上記以外の職種)	38	31	7	50	38	13
合計	767	709	293	802	695	285

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 平成21年度の件数は、平成21年12月以前の旧分類である「運輸・通信従事者」の件数である。

3 平成21年度の件数は、平成21年12月以前の旧分類である「生産工程・労務作業」の件数である。

4 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図1-3 職種別構成比

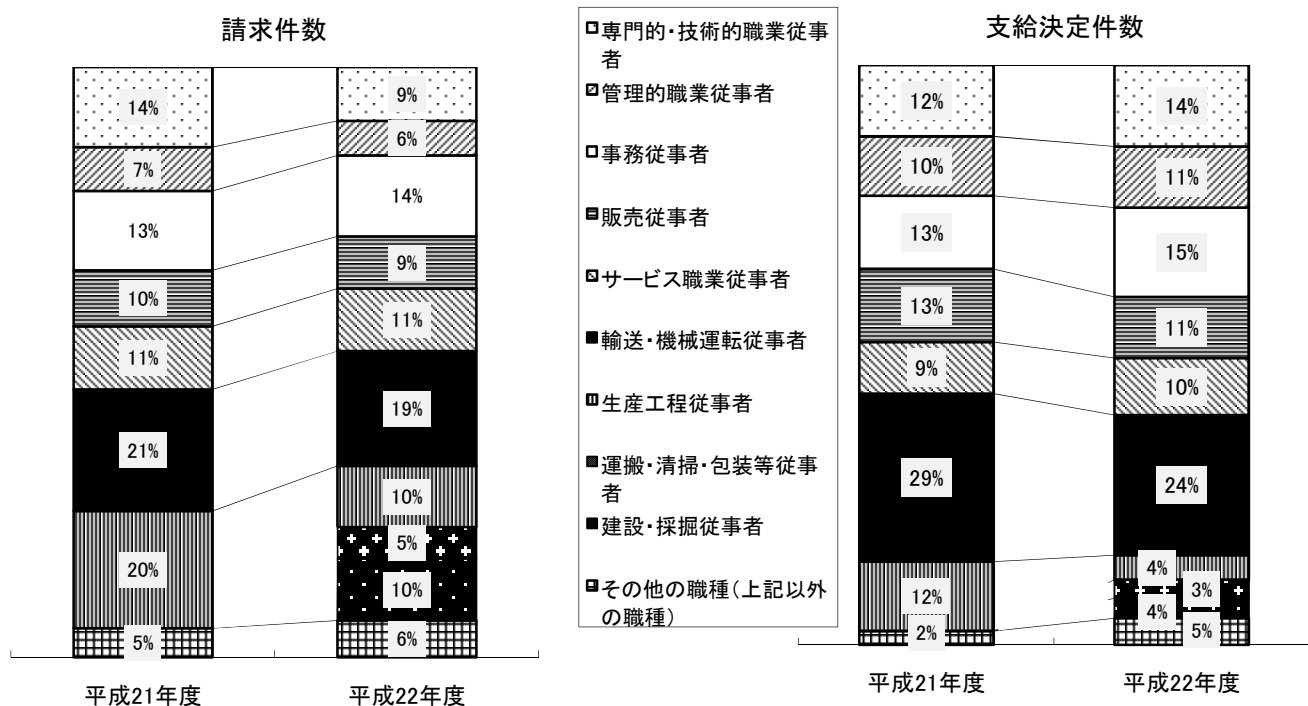


表1-3-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成22年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	139
2	販売従事者	商品販売従事者	51
3	事務従事者	一般事務従事者	49
4	事務従事者	営業・販売事務従事者	46
5	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	42
6	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	35
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	34
8	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	30
9	建設・採掘従事者	土木作業従事者	24
10	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	23
11	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	22
12	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	20
13	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	18
14	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	17
14	販売従事者	営業職業従事者	17

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表1-3-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成22年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	65
2	販売従事者	商品販売従事者	23
3	事務従事者	一般事務従事者	21
4	事務従事者	営業・販売事務従事者	20
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	17
6	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	12
7	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	11
8	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	10
8	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	10
10	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	9
11	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	8
12	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	7
12	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	7
14	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発)	5
15	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	4
15	販売従事者	営業職業従事者	4
15	専門的・技術的職業従事者	教員	4

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

年齢	年度	平成21年度						平成22年度					
		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
19歳以下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳		16	8	14	7	11	5	25	10	17	8	5	2
30～39歳		79	27	86	40	57	28	77	38	75	41	38	20
40～49歳		187	70	196	85	90	37	218	76	198	77	96	42
50～59歳		279	83	237	79	87	26	279	85	252	92	104	38
60歳以上		206	49	176	42	48	10	203	61	153	53	42	11
合計		767	237	709	253	293	106	802	270	695	271	285	113

図1-4 年齢別構成比

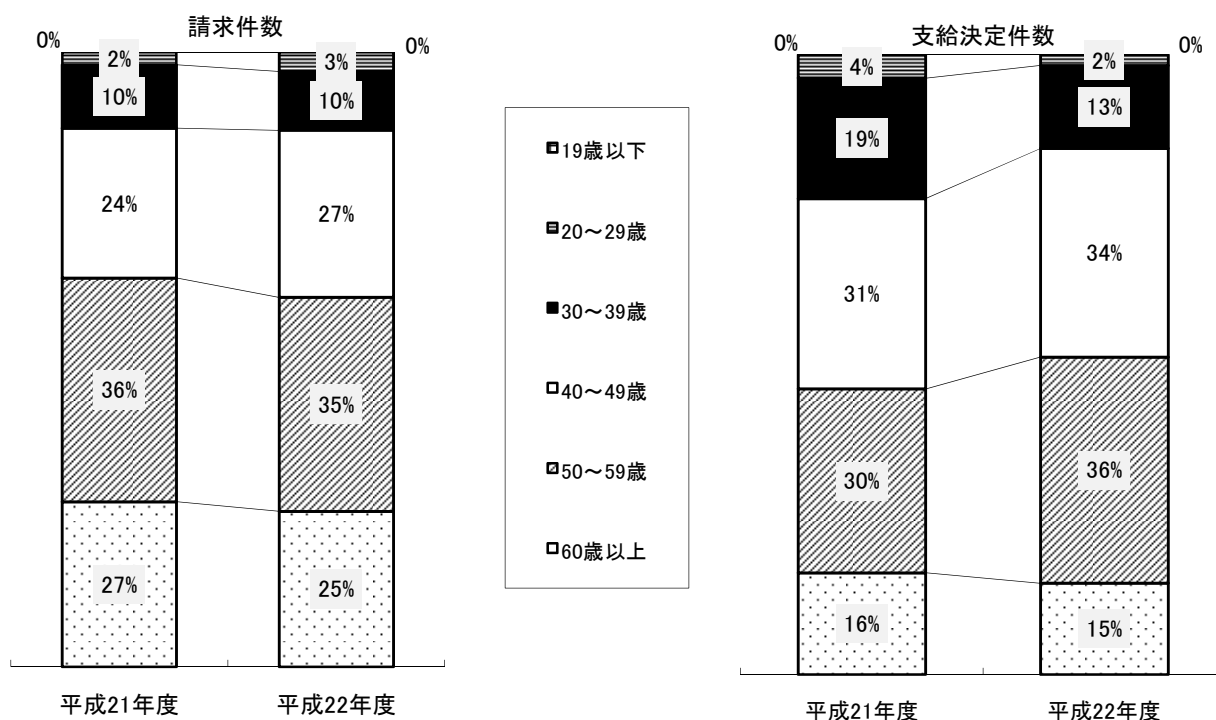


表1-5 脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)の労災補償状況(都道府県別)
平成22年度

	脳血管疾患						虚血性心疾患等						合計					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
北海道	16	2	10	1	4	1	3	2	9	6	4	3	19	4	19	7	8	4
青森	5	2	3		3		2		3	3	2	2	7	2	6	3	5	2
岩手	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	3	2	2	2
宮城	20	5	18	3	7	2	6	3	5	2	1		26	8	23	5	8	2
秋田	2		1		1		1	1	1	1	1	1	3	1	2	1	2	1
山形	2	1					1		1		1		3	1	1		1	
福島	3	1	3	1	1	1	4	4	3	3	2	2	7	5	6	4	3	3
茨城	7	1	7	2	5	2	3	3	5	5	1	1	10	4	12	7	6	3
栃木	2	1	1		1		2	2	3	2	1	1	4	3	4	2	2	1
群馬	7	4	5	3	2	1	2	2	6	5	3	2	9	6	11	8	5	3
埼玉	19	3	17	6	4	3	13	8	12	10	5	5	32	11	29	16	9	8
千葉	13	1	12	3	2		10	5	10	6	4	1	23	6	22	9	6	1
東京	84	17	73	17	33	7	56	29	48	32	23	16	140	46	121	49	56	23
神奈川	35	6	31	6	11	4	19	13	17	10	7	5	54	19	48	16	18	9
新潟	6	2	2	1			4	3	3	1	1	1	10	5	5	2	1	1
富山	3	1					1	1	1		1		4	2	1		1	
石川	3		6	1	2		2	2	2	2	1	1	5	2	8	3	3	1
福井	4	1					3	2	1		1		7	3	1		1	
山梨	3	3	1		1		2	1	4		3		5	4	5		4	
長野	4	1	4		1		3	1	5	1	1		7	2	9	1	2	
岐阜	5	1	3	1	1		3	3	3	1			8	4	6	2	1	
静岡	8	2	6	3	2	1	3	2	3	3	1	1	11	4	9	6	3	2
愛知	28	4	22	4	10	1	8	6	8	7	2	2	36	10	30	11	12	3
三重	7	1	6	2	2	2	2		1		1		9	1	7	2	3	2
滋賀	7	4	4	2	3	2	1		2	1	2	1	8	4	6	3	5	3
京都	27	1	22	2	8	2	10	5	9	4	5	2	37	6	31	6	13	4
大阪	66	12	54	14	19	3	39	18	32	19	8	4	105	30	86	33	27	7
兵庫	27	5	19	5	9	2	10	4	11	5	6	2	37	9	30	10	15	4
奈良	2	1	7	2	2	1	3	2	1	1	1	1	5	3	8	3	3	2
和歌山	4	1	1	1	1	1	6	4	3	2	1	1	10	5	4	3	2	2
鳥取	2		1				1	1					3	1	1			
島根	2	1	1		1		2	2					4	3	1		1	
岡山	2		4	2	1		6	1	5	2	3		8	1	9	4	4	
広島	15	3	13	3	6		7	4	4	1			22	7	17	4	6	
山口	6	2	5	3	2	2	2		2		1		8	2	7	3	3	2
徳島	6		7		4		2	2	3	3			8	2	10	3	4	
香川	3		2		1		1	1	1	1			4	1	3	1	1	
愛媛	5	1	4		1		3	1	2	1	2	1	8	2	6	1	3	1
高知	4	2	6	2	1								4	2	6	2	1	
福岡	17	3	12	3	6	1	8	6	8	5	2	1	25	9	20	8	8	2
佐賀	1		5	2	2	2							1		5	2	2	2
長崎	10	1	6		2		1	1	3	3			11	2	9	3	2	
熊本	12	6	13	7	6	3	2	2	2	2	1	1	14	8	15	9	7	4
大分	9	3	5	2	2		3	2	3	2	2	1	12	5	8	4	4	1
宮崎	3		3				7	5	5	5	3	3	10	5	8	5	3	3
鹿児島	3	2	4	2	3	1	3	1	4	2	1		6	3	8	4	4	1
沖縄	7	3	5	2	2	2	3	2	4	2	3	2	10	5	9	4	5	4
合計	528	112	436	109	176	48	274	158	259	162	109	65	802	270	695	271	285	113

表1-6 脳・心臓疾患で支給決定された事案
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度		年度	
	平成21年度	うち死亡	平成22年度	うち死亡
45 時 間 未 満	0	0	0	0
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	1	0	1	1
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	17	11	18	6
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	119	44	92	36
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	76	20	84	36
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	30	15	31	12
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	19	6	13	4
160 時 間 以 上	18	6	20	10
そ の 他	13	4	26	8
合 計	293	106	285	113

注 その他の件数は、認定要件のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」により支給決定された事案の件数である。

表1-7 脳・心臓疾患の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	年度	平成21年度				平成22年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
正規職員・従業員	577	220	270	104	602	244	263	107	
契約社員	22	7	1	0	16	7	4	2	
派遣労働者	8	1	2	0	7	1	2	0	
パート・アルバイト	48	14	8	1	32	7	7	2	
その他(特別加入者等)	54	11	12	1	38	12	9	2	
合計	709	253	293	106	695	271	285	113	

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

- 1 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- 2 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- 3 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- 4 パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-1 精神障害等の労災補償状況

(件)

区 分		年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
精神障害等	請求件数		819	952	927	1136	1181
	決定件数 注2		607	812	862	852	1062
	うち支給決定件数 注3		205	268	269	234	309
	(認定率) 注4		(33.8%)	(33.0%)	(31.2%)	(27.5%)	(29.1%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数		176	164	148	157	171
	決定件数		156	178	161	140	170
	うち支給決定件数		66	81	66	63	65
	(認定率)		(42.3%)	(45.5%)	(41.0%)	(45.0%)	(38.2%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

(件)

区 分		年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
精神障害等	支給決定件数		10	15	22	13	15
	うち自殺		8	10	11	11	7

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害等について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外いずれかの決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数に含めていない。

図2-1 精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移

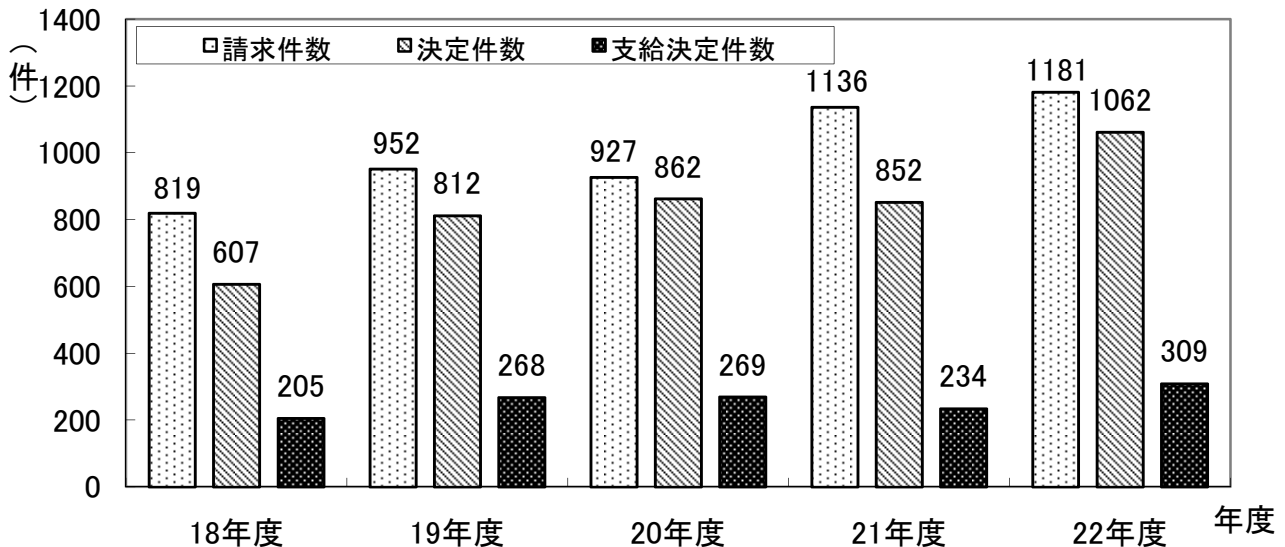


表2-2 精神障害等の業種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

業種	平成21年度			平成22年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業	8	8	2	6	4	1
製造業	205	168	43	207	196	50
建設業	70	60	26	74	63	20
運輸業、郵便業	101	72	23	98	102	33
卸売・小売業	187	140	36	198	177	46
金融業・保険業	41	41	10	45	35	8
教育、学習支援業	29	22	4	43	32	11
医療、福祉	127	98	21	170	133	41
情報通信業	67	48	12	75	83	22
宿泊業、飲食サービス業	56	39	15	51	50	22
その他の事業(上記以外の事業)	245	156	42	214	187	55
合計	1136	852	234	1181	1062	309

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

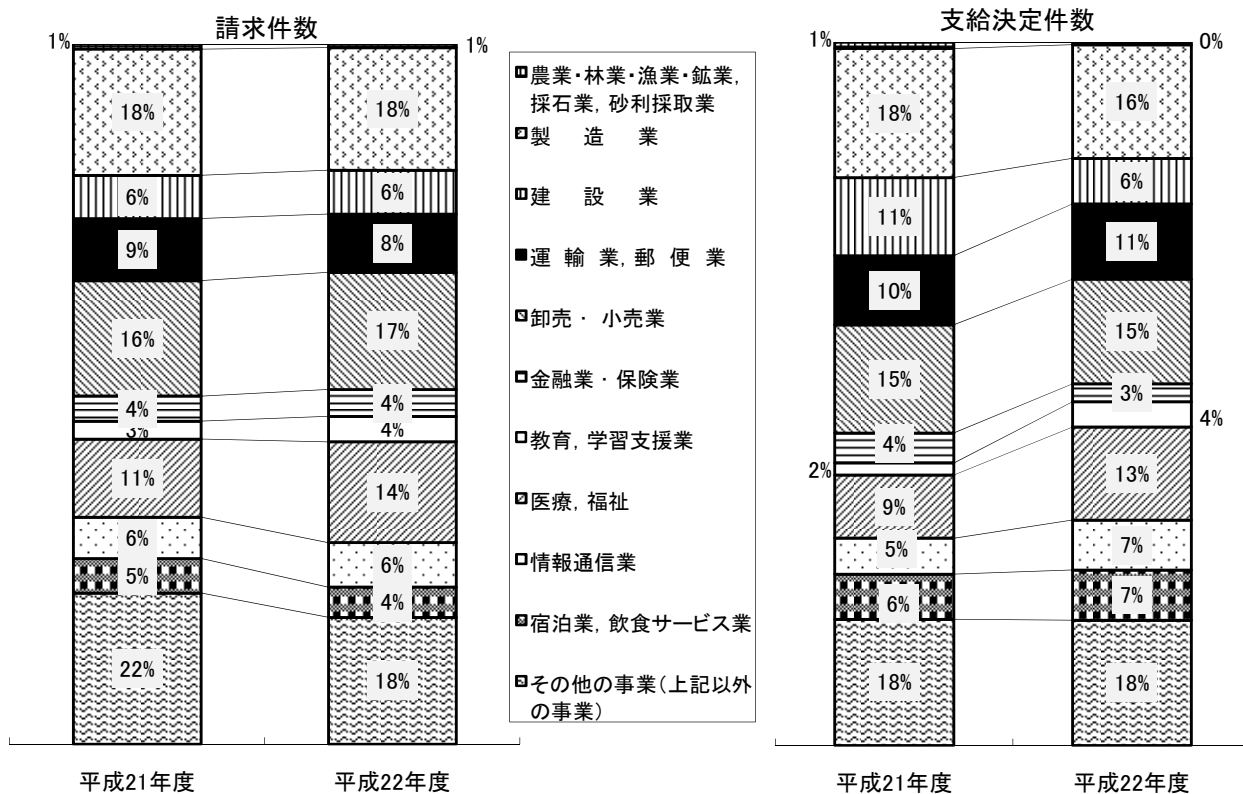


表2-2-1 精神障害等の請求件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成22年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	85
2	医療, 福祉	医療業	84
3	情報通信業	情報サービス業	59
4	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	45
4	卸売・小売業	その他の小売業	45
6	卸売・小売業	各種商品小売業	42
7	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	40
8	建設業	総合工事業	39
8	製造業	電気機械器具製造業	39
10	製造業	輸送用機械器具製造業	34
10	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	34
12	製造業	食料品製造業	30
12	教育, 学習支援業	学校教育	30
14	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	29
15	卸売・小売業	飲食料品小売業	28

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-2-2 精神障害等の支給決定件数の多い業種(中分類、上位15業種)

平成22年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	20
1	医療, 福祉	医療業	20
3	情報通信業	情報サービス業	16
4	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	15
5	製造業	食料品製造業	13
6	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	12
6	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	12
8	卸売・小売業	その他の小売業	10
8	建設業	総合工事業	10
10	卸売・小売業	各種商品小売業	9
10	卸売・小売業	飲食料品小売業	9
12	教育, 学習支援業	学校教育	7
12	卸売・小売業	機械器具小売業	7
12	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	7
12	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	7

注 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

表2-3 精神障害等の職種別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

年度 職種	平成21年度			平成22年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	241	202	65	273	232	74
管理的職業従事者	56	43	22	48	53	29
事務従事者	301	218	40	329	292	61
販売従事者	145	93	32	148	138	44
サービス職業従事者	112	71	14	108	109	35
輸送・機械運転従事者	77 注2	54 注2	16 注2	66	70	24
生産工程従事者	186 注3	164 注3	44 注3	118	106	22
運搬・清掃・包装等従事者				32	19	8
建設・採掘従事者				41	30	9
その他の職種(上記以外の職種)	18	7	1	18	13	3
合計	1136	852	234	1181	1062	309

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 平成21年度の件数は、平成21年12月以前の旧分類である「運輸・通信従事者」の件数である。

3 平成21年度の件数は、平成21年12月以前の旧分類である「生産工程・労務作業」の件数である。

4 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図2-3 職種別構成比

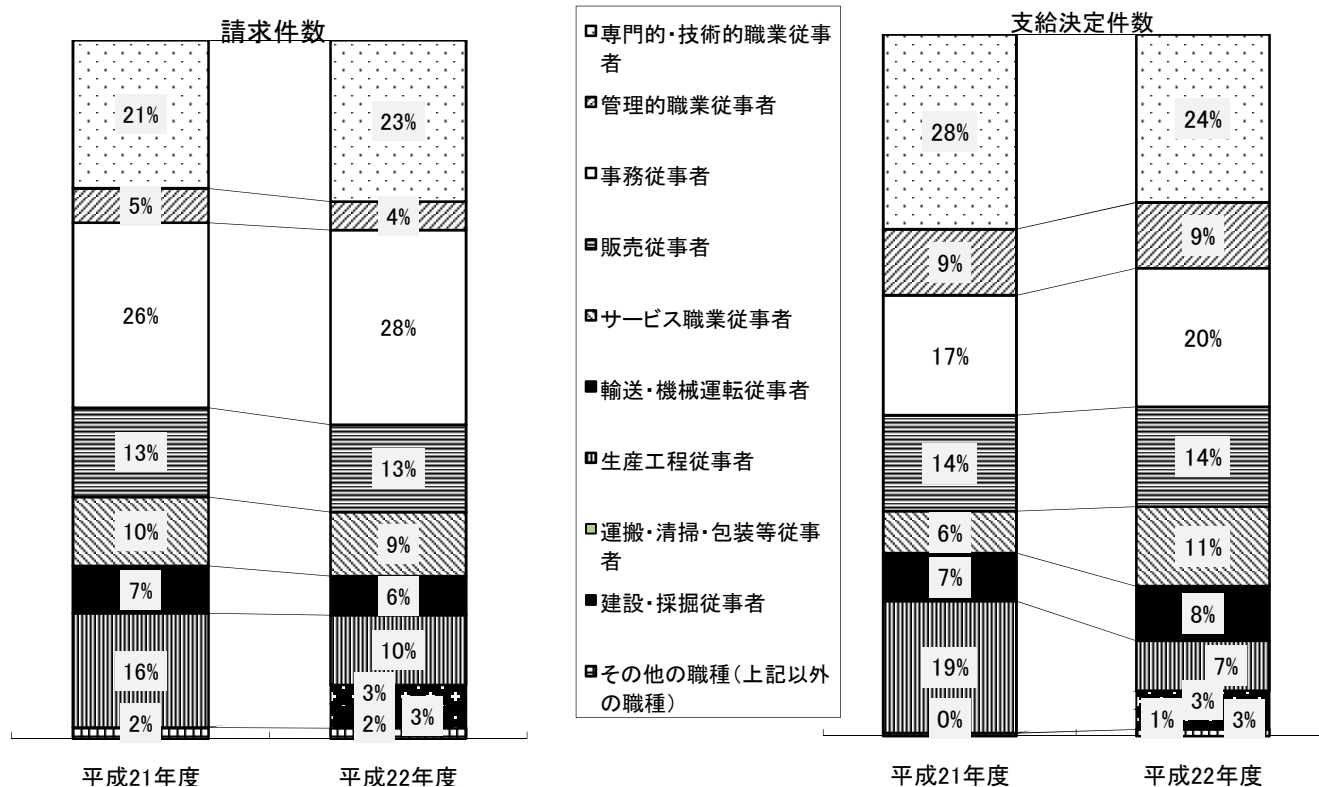


表2-3-1 精神障害等の請求件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成22年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	211
2	販売従事者	商品販売従事者	99
3	事務従事者	営業・販売事務従事者	82
4	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	57
5	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	51
5	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	51
7	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	43
8	販売従事者	営業職業従事者	42
9	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	30
10	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	29
11	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	26
11	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	26
13	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	25
14	専門的・技術的職業従事者	教員	21
14	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	21

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-3-2 精神障害等の支給決定件数の多い職種(中分類、上位15職種)

平成22年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	事務従事者	一般事務従事者	36
2	販売従事者	商品販売従事者	33
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	20
4	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	16
5	事務従事者	営業・販売事務従事者	15
5	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	15
7	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	14
8	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	12
9	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	11
9	販売従事者	営業職業従事者	11
11	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	10
12	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	9
13	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	8
14	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	7
15	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	6

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

表2-4 精神障害等の年齢別請求、決定及び支給決定件数一覧

(件)

年度 年齢	平成21年度						平成22年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
19歳以下	10	1	3	1	1	0	13	2	13	2	4	1
20～29歳	255	39	207	30	55	8	225	27	222	33	74	16
30～39歳	364	37	276	27	75	13	390	54	337	46	89	12
40～49歳	316	41	224	43	57	20	326	37	296	47	76	21
50～59歳	153	30	120	32	38	17	189	41	160	36	54	13
60歳以上	38	9	22	7	8	5	38	10	34	6	12	2
合計	1136	157	852	140	234	63	1181	171	1062	170	309	65

図2-4 年齢別構成比

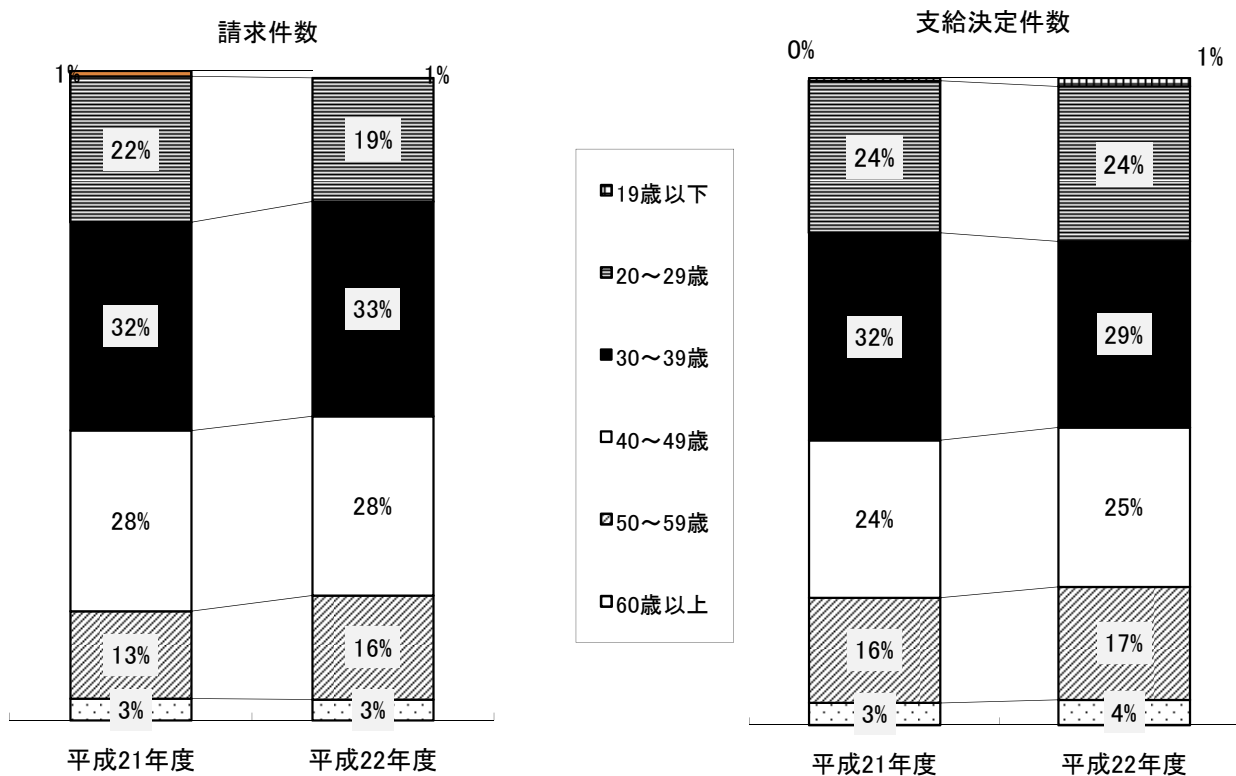


表2-5 精神障害等の労災補償状況(都道府県別)

平成22年度

	精神障害等					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	67	12	58	7	28	2
青森	3	0	4	2	1	1
岩手	3	0	11	1	3	1
宮城	29	5	26	5	13	3
秋田	9	1	13	4	5	2
山形	8	2	10	4	5	1
福島	13	2	8	0	3	0
茨城	26	5	23	5	13	3
栃木	2	1	5	1	5	1
群馬	11	0	7	1	3	0
埼玉	37	5	25	7	5	1
千葉	46	3	43	13	15	7
東京	179	28	185	26	40	8
神奈川	101	5	82	10	19	2
新潟	8	1	12	4	5	2
富山	2	0	5	1	3	1
石川	2	0	3	1	2	1
福井	7	0	10	2	4	0
山梨	12	3	8	1	2	1
長野	18	3	9	1	4	1
岐阜	12	2	4	0	0	0
静岡	18	4	16	6	7	3
愛知	81	8	70	10	5	2
三重	16	4	13	2	2	1
滋賀	14	1	9	2	5	1
京都	42	3	42	2	12	0
大阪	140	21	135	12	21	4
兵庫	35	8	35	7	13	1
奈良	12	5	10	1	4	1
和歌山	10	2	12	1	3	1
鳥取	6	0	3	1	0	0
島根	2	2	2	0	2	0
岡山	16	3	14	4	3	1
広島	39	8	29	5	5	1
山口	12	3	5	0	4	0
徳島	10	0	5	0	2	0
香川	6	2	4	0	1	0
愛媛	3	1	7	3	3	1
高知	6	0	8	0	3	0
福岡	38	9	23	5	8	3
佐賀	11	2	8	0	3	0
長崎	5	1	7	4	2	1
熊本	14	4	17	4	9	4
大分	14	1	4	1	2	1
宮崎	15	0	10	1	4	0
鹿児島	7	0	11	2	2	1
沖縄	14	1	12	1	6	0
合計	1181	171	1062	170	309	65

表2-6 精神障害等で支給決定された事案
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度		年度	
	平成21年度	うち自殺	平成22年度	うち自殺
20 時 間 未 満	16	3	56	5
20 時 間 以 上 ~ 40 時 間 未 満	6	0	13	1
40 時 間 以 上 ~ 60 時 間 未 満	5	2	18	6
60 時 間 以 上 ~ 80 時 間 未 満	8	2	12	6
80 時 間 以 上 ~ 100 時 間 未 満	12	3	27	8
100 時 間 以 上 ~ 120 時 間 未 満	24	13	43	14
120 時 間 以 上 ~ 140 時 間 未 満	20	10	25	9
140 時 間 以 上 ~ 160 時 間 未 満	11	2	12	2
160 時 間 以 上	9	4	20	6
そ の 他	123	24	83	8
合 計	234	63	309	65

注 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、時間外労働時間数に関係なく業務上と判断した事案の件数である。

表2-7 精神障害等の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	年度	平成21年度				平成22年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
正規職員・従業員	731	134	207	60	949	160	281	61	
契約社員	30	0	6	0	21	1	11	1	
派遣労働者	30	4	4	2	23	2	3	0	
パート・アルバイト	54	0	15	0	64	4	11	1	
その他(特別加入者等)	7	2	2	1	5	3	3	2	
合計	852	140	234	63	1062	170	309	65	

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

- 1 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- 2 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- 3 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- 4 パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-8 精神障害等の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事	平成21年度				平成22年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	重度の病気やケガをした	69	3	16	2	66	4	16	2
	悲惨な事故や災害の体験(目撃)をした	64	1	37	0	75	2	32	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	交通事故(重大な人身事故、重大事故)を起こした	3	0	0	0	7	1	1	0
	労働災害(重大な人身事故、重大事故)の発生に直接関与した	3	0	2	0	2	1	2	1
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	13	7	5	4	19	7	4	4
	会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた	10	4	3	2	22	5	6	3
	違法行為を強要された	3	3	2	2	5	0	2	0
	自分の関係する仕事で多額の損失を出した	4	3	2	1	8	5	6	4
	達成困難なノルマが課された	6	3	3	2	10	3	6	3
	ノルマが達成できなかった	7	3	2	1	10	4	2	1
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	9	4	4	2	10	1	5	0
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	3	0	2	0	4	0	1	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	14	4	6	2	28	7	10	6
	研修、会議等の参加を強要された	0	0	0	0	1	0	0	0
大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	2	1	0	0	2	1	0	0	
上司が不在になることにより、その代行を任せられた	2	1	0	0	1	0	0	0	
3 仕事の量・質の変化	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	114	38	55	23	113	31	41	12
	勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた	44	16	25	13	38	6	25	6
	勤務形態に変化があった	3	2	0	0	3	1	1	1
	仕事のペース、活動の変化があった	5	2	0	0	7	1	0	0
	職場のOA化が進んだ	0	0	0	0	1	1	0	0
4 身分の変化等	退職を強要された	20	2	3	0	26	3	10	2
	出向した	5	1	1	0	3	2	1	1
	左遷された	2	0	0	0	4	0	2	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	2	0	0	0	11	1	2	0
	早期退職制度の対象となった	2	0	0	0	1	0	0	0
5 役割・地位等の変化	転動をした	26	3	5	1	30	10	5	1
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	5	0	0	0	15	2	9	2
	配置転換があった	24	2	1	0	30	8	2	2
	自分の昇格・昇進があった	11	2	0	0	13	3	3	1
	部下が減った	1	0	0	0	2	1	0	0
	部下が増えた	1	0	0	0	0	0	0	0
	同一事業場内での所属部署が統合された	2	0	0	0	0	0	0	0
	担当ではない業務として非正規社員のマネージメント、教育を行った	1	0	0	0	0	0	0	0
6 対人関係のトラブル	ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	42	2	16	1	58	7	39	5
	セクシュアルハラスメントを受けた	16	0	4	0	27	0	8	0
	上司とのトラブルがあった	134	8	9	1	187	19	17	2
	部下とのトラブルがあった	3	0	0	0	6	1	1	1
	同僚とのトラブルがあった	19	1	0	0	34	3	0	0
7 対人関係の変化	理解してくれていた人の異動があった	2	0	0	0	1	0	0	0
	上司が替わった	6	1	1	0	6	0	0	0
	昇進で先を越された	1	0	0	0	0	0	0	0
	同僚の昇進・昇格があった	1	0	0	0	2	0	0	0
8 その他		148	23	30	6	174	29	50	5
合計		852	140	234	63	1062	170	309	65

注 その他の件数は、評価の対象となる出来事が認められなかった事案や、心理的負荷が極度のもの等の件数である。